

# ○飯塚市特別支援教育就学奨励費支給要綱

平成27年2月12日

飯塚市教育委員会告示第1号

(目的)

第1条 この告示は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、特別支援教育における特殊事情にかんがみて、特別支援教育就学奨励費(以下「奨励費」という。)を支給し、就学のため必要な経費の一部を補助することにより、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、もって特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(支給の対象者)

第2条 奨励費の支給を受けることができる者は、飯塚市立小学校又は中学校に在学する児童又は生徒(以下「児童・生徒」という。)のうち次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒の保護者又は特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者。
- (2) 要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱(昭和62年5月1日文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。)の規定による第1区分又は第2区分に該当する世帯であること。
- (3) 飯塚市児童・生徒就学援助規則(平成18年飯塚市教育委員会規則第22号。)の規定による就学援助を受けていない者。

(奨励費の対象経費)

第3条 奨励費の支給の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 学校給食費
- (2) 修学旅行費
- (3) 校外活動等参加費
  - ア 宿泊を伴わないもの
  - イ 宿泊を伴うもの
- (4) 学用品・通学用品購入費
- (5) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

(申請)

第4条 奨励費の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、奨励費に係る収入額・需要額調書(以下「調書」という。)に市町村長(特別区の区長を含む。)が発行する直近の所得証明書を添付し、児童・生徒が在籍する学校の校長(以下「学校長」という。)を経由して、飯塚市教育委員会(以下「教育委員会」という。)

)に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認できる場合は、所得証明書の添付を省略することができる。

2 教育委員会は、調書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、奨励費の支給の可否を決定し、申請者及び学校長に対して通知するものとする。

(奨励費の額)

第5条 奨励費の額は、交付要綱に基づく補助限度額内とし、教育長が決定する。

(支給の期間)

第6条 教育委員会が、第4条第2項により奨励費支給の決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)に対し行う支給は、決定を受けた日の属する年度の3月末日までに必要となる経費を対象とする。

(支給の取消)

第7条 教育委員会は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を欠いたとき。
- (2) 奨励費の支給を辞退したとき。
- (3) その他教育委員会が支給を不相当と認めたとき。

(奨励費の返還)

第8条 奨励費は返還を要しない。ただし、教育委員会において返還を要すると認めたものについては、この限りではない。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。